

第七十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 二 号

昭和四十八年十二月八日(土曜日)
午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 渡野 清吾君

理事 左藤 惠君

理事 田中 六助君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 利幸君

理事 伊平君

理事 佳昭君

理事 省二君

理事 島村 一郎君

理事 中村 弘海君

理事 橋口 隆君

理事 松永 光君

理事 加藤 清二君

理事 藤田 高敏君

理事 米原 昶君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 (経済企画庁長官) 内田 常雄君

出席府政委員

経済企画政務次官 竹内 繁一君

通商産業政務次官 森下 元晴君

資源エネルギー庁長官 山形 栄治君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

十二月七日

辞任 野間 友一君

同月八日

辞任 小川 平二君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

補欠選任 小泉純一郎君

十二月七日
石油需給適正化法案(内閣提出第四号)
は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
石油需給適正化法案(内閣提出第四号)

○渡野委員長 これより會議を開きます。
この際、通商産業大臣及び経済企画庁長官から
発言を求められておりますので、これを許しま
す。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 今回、田中内閣に再び留任す
ることになりました。誠心誠意努力をいたしたい
と思ひます。委員各位の御指導を切にお願い申し
上げる次第でございます。(拍手)

○渡野委員長 内田経済企画庁長官。

○内田通商大臣 私、長らく当委員会の一委員

として席をけがしておりましたが、このたびはか
らずとも経済企画庁長官に任命をされました。就任
後初めてのごあいさつを申し上げる次第でござい
ます。

現在わが国経済は、物価の問題、石油供給削減
の問題などに直面いたし、まことに大きな難関に
遭遇をいたしておると思っております。このよう
な重大な時期にむずかしい任務をお受けいたしま
して、その責任の重さを痛感いたしているところ
でございます。私は、経済企画庁長官といたしま
して物価の安定を至上命題とし、委員各位の御協
力をいただきます。これらの課題に取り組んで
まいる所存でございます。

政府は、現在の緊急事態に対処いたしまして、
国民の不安を静め、物価及び国民生活の安定を確
保するために、当委員会に付託をされます石油需
給適正化法案と並んで国民生活安定緊急措置法案
をこの国会に提出いたしました。この法律案
につきましても、いろいろと当委員会のお世話に
なることが多いと存じますので、何とぞよろしく
お願いを申し上げます。

以上、簡単に申し上げますが、皆さま方の御支援
と御鞭撻をお願いいたしまして、私のごあいさつ
にさせていただきます。(拍手)

○渡野委員長 次に、内閣提出、石油需給適正化
法案を議題といたします。

石油需給適正化法案
石油需給適正化法

(目的)

第一条 この法律は、我が国への石油の大幅な供
給不足が生ずる場合において、国民生活の安定

と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適
正な供給を確保し、及び石油の使用を節減する
ための措置を講ずることにより、石油の需給を
適正化することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及
び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発
油、燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガ
ス(液化したものを含む。)であつて、政令で定
めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石
油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第二
条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品
の製造(石油製品以外の物品の製造工程におけ
る技術的理由による石油製品の副産物を除く。第
六条第三項において「石油の精製」という。)の
事業を行う者をいう。

4 この法律において「石油輸入業者」とは、石
油の輸入の事業を行う者をいう。

5 この法律において「石油販売業者」とは、石
油の販売の事業を行う者をいう。

(対策実施の告示等)

第三条 内閣総理大臣は、我が国への石油の供給
が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるた
め、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営
に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある
場合において、その事態に対処するためこの法
律に規定する措置を講ずる必要があると認める
ときは、閣議の決定を経て、その旨を告示する
ものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する事態が消滅
したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経
て、その旨を告示するものとする。

(石油供給目標)

第四条 通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油

の在庫状況その他の事情を勘案して、通商産業省令で定めるところにより、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

(石油生産計画等)

第五條 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売業者が一定の数量以上であることその他の通商産業省令で定める要件に該当する石油販売業者(以下「特定石油販売業者」という。)は、それぞれ、通商産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画(以下「石油生産計画等」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石油精製業者又は特定石油販売業者に対し、その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を變更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて石油生産計画又は石油販売計画の變更をしなかつた者を除く。)は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等(第一項後段の規定による變更の届出があつたときは、その變更後のもの。次項において同じ。)に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入若しくは販売を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

(石油の使用の制限)

第六條 石油を使用する者は、政令で定める期間

(以下「使用期間」という。)に、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

一 特定石油(その使用を特に節減する必要があるものとして通商産業省令で定める石油をいう。以下この項において同じ。)の指定がされていないとき 政令で定める数量

二 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき 政令で定める数量

三 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき 第一号の政令で定める数量

四 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき 第一号の政令で定める数量。ただし、特定石油については、第二号の政令で定める数量

2 前項ただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申出に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行うものとする。

3 第一項の規定は、石油を石油の精製に使用する場合に、適用しない。

4 主務大臣は、第一項の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表することができる。

第七條 石油を使用する者(前条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。)は、通商産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。

(揮発油の使用の節減)

第八條 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に対し、

揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(石油の保有の指示等)

第九條 通商産業大臣は、特定石油販売業者に対して、通商産業省令で定める数量を超えない範囲内の数量の石油を、次項の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるとして保有すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に対する石油の供給に著しい支障を生じている場合において、その事業又は活動に対する石油の供給を確保するため特に必要があるとき、特定石油販売業者に対し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(石油の供給のあつせん等の指導等)

第十條 通商産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業者、通信事業者及び医療事業その他の公益性の強い事業及び活動(次項において「一般消費者等」という。)に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者を構成員とする団体に対し、石油の供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に対し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

(割当て又は配給等)

第十一條 第四条から前条までに規定する措置を

もつてしては、第三条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、石油の割当て若しくは配給又は石油の製造、使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第十二條 石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第六條第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その石油の使用状況に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十三條 通商産業大臣は、第五條、第八條及び第九條の規定の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第六條の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に対し、その石油の使用状況に関し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第十一條第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、石油精製業者、石油輸入業者、石油販売業者、石油を使用する者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項

に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第十四条 主務大臣は、第六條第一項ただし書の規定による数量の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(命令への委任)

第十五条 第十一條第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合における第四條から第九條までの規定の適用に關する措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第十六條 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び石油を使用する者の行方事業を所管する大臣とする。ただし、第十一條第一項の規定に基づく政令による権限の行使(第十三條第三項の規定による権限の行使を含む。)に關しては、その政令の定めるところによる。

2 この法律において主務省令は、前項本文の主務大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(適用期間等)

第十七條 第四條から前条までの規定は、第三條第一項の規定による告示が行われた日から同條第二項の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項又は第二項の規定に違反して、同條第一項若しくは第二項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十三條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九條 第五條第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第二十一條 第十一條第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における國際的な石油の需給動向にかんがみ、我が國への石油の大幅な供給不足が生ずる事態に對処し、石油供給目標の策定、石油生産計画等の提出及びこれに対する変更の指示等石油の適正な供給を確保するための措置並びに石油の使用に對する使用限度の設定、ガソリンスタンドにおける揮発油の販売方法の制限の指示その他石油の使用を節減するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 石油需給適正化法案につきましては、その提案理由の御趣旨を御説明申し上げます。

去る十月中旬第四次中東戦争を契機として始まったアラブ産油國における石油の生産制限措置と、これに伴う我が國への石油供給の削減は、このまま推移すれば、今後国民生活及びわが國經濟全般に次第に大きな影響を与えてくるものと憂慮されております。

政府におきましては、今回の緊急事態に對処するためには、官公庁、企業、個人など國をあげての協力と國による効果的な施策が不可欠であると認識のもとに、去る十一月十六日の閣議におきまして、石油、電力等のエネルギーに關する全國的な節約運動の展開、石油及び電力の使用節減のための強力な行政指導の実施、石油の大幅な不足が生ずる場合における国民生活の安定、國民經濟の円滑な運営をはかるための必要な緊急立法の提案、總需要抑制策及び物價對策の強化、エネルギー供給の確保のための努力等を中心とした石油緊急對策を決定し、現在鋭意これら施策の実施につとめていただいております。

本法律案は、この緊急對策の一環として、またあわせて將來の同様不測の事態に對処するため、わが國への石油の大幅な供給の不足が生ずる場合において、國民生活の安定と國民經濟の円滑な運営をはかるため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的として立案されたものであります。その要旨は次のとおりであります。

まず、本法律案に規定する措置を講ずるにあつては、その事の重要性にかんがみ、内閣總理大臣の對策実施の告示を前提としております。すなわち、内閣總理大臣は、わが國への石油が大幅に不足し、または不足するおそれがあるため、國民生活の安定及び國民經濟の円滑な運営に著しい支障を生じ、または生ずるおそれがある場合において、その事態に對処するためこの法律案に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示することとしております。本法案は、この告示がなされてからこのようない事態が消滅した旨の内閣總理大臣の告示が行なわれる日までの間に限って適用されるものとしております。

對策実施の告示がなされた場合において、本法律案に基づき具體的に講ずる措置は、次のとおりであります。

第一は、石油の適正な供給を確保するための措置であります。

通商産業大臣は、石油の適正な供給を確保するため、石油の輸入動向等を勘案して石油供給目標を策定するとともに、石油精製業者の生産計画、大手の石油販売業者の販売計画等については、届け出制にかかわらしめ、石油供給目標達成のため必要があると認めるときは、当該計画の変更の指示を行なう等の措置を講ずることとしております。

また、通商産業大臣は、國民の生命、身体もしくは財産の保護または公共の利益の確保のために不可欠な事業等に対する石油の供給を確保するため、大手の石油販売業者に対し、石油の保有の指示とその売り渡しの指示を行なうとともに、一般消費者、中小企業者、農林漁業者その他の公益性の強い事業者等に対する石油の円滑な供給を確保す

るため、石油販売業者の団体に對し、供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導することとしております。

第二は、石油の使用の節減のための措置であります。

石油の使用を節減するため、一定量以上の石油を使用する者は、主務大臣が指定する数量または政令で定める数量をこえて石油を使用してはならないものとし、その他の者についても通商産業大臣が定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減につとめなければならないこととしております。

また、民生安定の観点から、灯油その他の特定の石油については、一定量以上の使用者に對し、別途その使用限度量を設定することができるようとしております。

また、ガソリンスタンドにおける揮発油の販売方法等についても必要な指示を行ない得ることとしております。

さらに第三には、以上第一または第二の措置をもつては、事態を克服することが著しく困難であると認められる場合には、これに迅速かつ適切に對処し得るよう、必要最小限度の範囲内におきまして、政令で石油の割り当てもしくは配給または使用の制限もしくは禁止等に關し必要な事項を定めることができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。最近における世界の石油の需給動向をめぐり緊迫した状況とそのわが国に及ぼす影響等にかんがみ、以上申し上げました本法律案に基づく施策は、緊急にその実施を迫られているものでありますので、政府におきましてもその緊急性を考慮し、本国会にこの法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○演野委員長 この際、参考人出頭要求に關する件についておはかりいたします。

本案審査中、必要に応じ、随時参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、参考人の人選及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○演野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、明後十日午後零時三十分理事会、午後一時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十五分散会